明倫新報

東京市丸ノ內海上ビル
發行所　明倫會本部
編輯兼發行印刷人　小野田新太郎
每月一回十五日發行
定價一部三錢年三十錢

建翁

國のためみのべに生ふる醜草の莖刈りすてゝ根までたつ吉
國民は怒りたつ吉心せよ神の御罰にみのべ危し

發刊の辭

總裁　田中國重

光陰矢の如く我明倫會は創設以來將に三星霜を迎へんとし其陣容益々整然として侵すべからざるものあり。此間其機關雜誌明倫は熱誠なる會員諸士の聲援に依て或は外交に或は政教に、或は經濟に、將た又軍事に、事苟も國家社稷に關する重大問題に關しては常に侃々諤々の論陣を張り破邪顯正の說を主張して國民に其歸趨する所を示し、以て經世濟民の經綸の實行に是れ努め大に國家に貢獻し來りたるは會員諸士と共に聊か自ら慰むるに足るものありと信ず。爾來我明倫主義に共鳴する天下同憂の士は全國到る處に踵を接して相蹶起し爲めに地方支部の結束せらるゝもの益々增加すると共に此等は彌々健實なる發展を遂げつゝありて今や從來の雜誌明倫のみにては此發展して已まざる本會の趣勢に追及して會員諸士の燃ゆるが如き熱望を充たす事能はざるに至れり。是れ即ち旭日昇天の勢を以てする本會發展の光景を物語るものにして實に同慶の至に堪へざるなり。是に於て從來の雜誌明倫の外に本新報を發行して、會員諸士の熱誠に應ふる所あらんとす。而して本新報の主要なる使命は簡易なる論說の外に、本部及地方支部、分會並に會員の行動を詳細に揭載し以て本會の主張並其行動の全貌を普く會員諸士に紹介して相互の連絡を益々密接ならしむると同時に、一層明倫主義の普及徹底を圖りて本會設立の本義に適從せんとするに在り、而して其第一號を吾人の尤も名譽とする日露戰役戰勝第三十周年記念に相當する當三月を期して刊行することゝせり、是れ我明倫會發展史の第一頁を飾る美擧として余は會員諸士と共に滿腔の祝意を表し併せて本新報が將來大に活動飛躍以て其重大使命の達成に向つて邁進せんことを切望して已まざるなり。

茲に所感の一端を披瀝して發刊の辭となすと云爾

國賊的思想「天皇機關說」を殲滅せよ

國論次第に硬化す

明倫會本部の活動

貴族院議員、法學博士美濃部達吉氏の唱ふる「天皇機關說」は、單に諸外國の憲法の解釋に於てのみ認めらるる一學說に過ぎず、我が帝國憲法の解釋に於ては斷じて許さるべきでない妄論であり、我國體を冒瀆する凶逆の國賊的思想である事は、既に明治四十四年、上杉愼吉博士により痛烈に批判、指摘された所であつて、憲法第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあり、明治天皇の憲法發布の「御告文」中にも「惟フニ之皆　皇祖皇宗ノ後裔ニ貽シ給ヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラズ」と詔せ給へるに見ても、昭々乎たるものがある。

美濃部達吉氏の如き國賊的妄說等の行はれるべきでない事は餘りに明かである

又、伊藤博文公の『憲法義解』は第一章『天皇』の冒頭に『恭テ按スルニ、天皇ノ寶祚ハ之ヲ祖宗ニ承ケ之ヲ子孫ニ傳フ國家統治權ノ存スル所ナリ、而シテ憲法ニ殊ニ大權ヲ揭ケテ之ヲ條章ニ明記スルハ憲法ニ依テ新設ノ義ヲ表スルニ非スシテ固有ノ國體ハ憲法ニ由テ益鞏固ナルコトヲ示スナリ』と說かれてゐるに鑑みても明々白々であつて、斷じて議論の餘地のない所である。然るに畏くも、貴族院內、御玉座の前にある[illegible]より議員たるの職責を惡用しかかる妄說を放言せるは、單に一學匪の學說の發表に非ず、或は政黨の更生運動のために爲せるものなりと信ぜられて居り、政治的にみて極めて重大なる意味があり、國民思想の上に及ぼす影響は極めて重大であつて、國民として斷じて看過すべからざる問題である。

之に鑑み、わが明倫會では二月二十七日緊急理事會を開催、田中總裁以下全理事、幹事出席し、該問題を中心として對策に付き重要協議を重ねたる結果、右記の如き決議を滿場一致可決し、代表として本部理事子爵戶田忠庸、陸軍中將奧平俊藏、同少將山田軍太郎、幹事海軍少將匝瑳胤次の四氏は直ちに之を携へて岡田首相、松田文相、後藤內相、陸海軍兩大臣を初め各大臣、近衞貴族院議長及び同各派代表者を歷訪して之れを手交し斷然たる處置を執られむ事を勸告し且つ地方各支部會員の蹶起を促した。

尙、本部青年部に於ても、美濃部達吉氏に對し、貴族院議員、東大名譽教授の榮職を辭退し、著書は悉く自發的に發賣を止め、絕版とし謹愼すべきやう勸告した。

決議

美濃部法學博士ノ帝國憲法中我國體ニ關スル學說就中今回貴族院ニ於ケル演說ハ徒ニ外來思想ト法理ノ末トニ拘泥シテ我國體ノ尊嚴ヲ冒瀆スルコト甚シキニ拘ラズ政府ガ學說ノ自由ニ藉口シテ之ヲ默認シ貴族院モ亦之ヲ看過スルカ如キコトアランカ國民ヲシテ政府及貴族院カ之ヲ認容セルカノ感ヲ深カラシメ我國體ト國民精神トニ及ホス害毒眞ニ寒心ニ堪ヘサルモノアリ政府及帝國議會ハ速ニ之ニ對シテ斷乎タル處置ヲ執リ以テ國民ノ嚮フ所ヲ誤ラシメサルヲ要ス

右決議ス

昭和十年二月廿七日

明倫會

強力內閣の出現を望む

＊＊＊＊＊＊＊

國家の對外關係に於て擧國一致の國論を推進すべきは今日より急なるはない。滿洲事變以來我が國論は略ぼ一定し、日本の使命に關して深甚なる省察を拂ふの機運に際會したが、一年二年と時日の經過するに從ひ、又外難の直接的杞憂から解除せらるるに從ひ、人心漸く弛緩して私爭亂鬪の[illegible]なる政爭を繰返さんとするに至つた。

今日躍進日本の現狀は決して安閑として將來に[illegible]べきものではない。[illegible]幾多の難關を突破して[illegible]苦心と、雄大堅確の[illegible]とを以て之が維持發展を[illegible]なければならぬ。今日の[illegible]は他日の大患となり、一事の退嬰は萬事の讓歩を導き、國家百年の禍福は實に此秋に定まるのである。

古來我國にては兄弟墻に鬩いで外侮を禦ぐと云つたものである。而かも此の言葉の意味を端的に實現して來たのが日本の傳統であつて、これは我が國體の尊嚴の然らしむる所で、幾多の國難はこれに依つて克服され、三千年來金甌無缺の國體を擁護發展して來たのである。此の顯著なる事實は既往に於て然りし如く、將來永久にさうある可きものである。

然るに政黨政治開始されてより、政權爭奪の苛烈さは、武家政治の中期暗黑時代にも似て、目的の爲め手段を選ばざる結果は、西比利亞出兵、濟南事件、張家爆死事件等を政爭の具に供し、今亦五十萬元問題を曝露して政黨政治の醜惡を天下に發表して居る。所謂政黨權を爭つて外侮を招いて居るのである。斯の如くにして日本の公明なる國家の動向は晦澁し、徒らに國際的疑惑を助長し、支離滅裂の政情と共に更に國際的不信を招來せんとするのである。國家の深憂之に過ぐるものはない。

吾人が第六十七議會を通して政府當局と議員の質問應答を見るに、果して國家の大局に對して彼等に誠意の認むべきものがあるか質問者は黨利黨略その驅引乃至は倒閣材料の抽出に專らなるものあれば應答者に妥協苟合の常套手段を弄して擧國一致を僞裝せんとするに汲々たるものがある何等抱負識見の見るべきものなくして、却て國際疑惑の曝露鬪爭を展開する議會は果して國民選良の議會であらうか吾人は只議會の解散と強力內閣の出現に待つのみである。

全國各地支部も起つ

縣民大會で氣勢

成行次第に重大

美濃部達吉氏が『天皇機關說』によつて三千年來嚴乎として動かざる**全國民の忠誠なる國體觀念に挑戰**し、これを冒瀆するに及んで全國民の輿論は今や『國賊美濃部達吉を[illegible]れ』として沸騰の頂點に達し、わが明倫會及び各地支部、分會を初め全國の愛國團體は猛然と之れが排擊に蹶起し、極めて重大なる成行を示してゐる。

明倫會熊本支部では先づそのトップ切り、三月三日緊急幹部會を召集、貴族院に於てなせる美濃部達吉氏の『天皇機關說』について速記錄に付充分調査研究の結果、該論は我國民の國體觀念に對し一大冒瀆を加へたるものにして、到底看過すべからざる重大問題なりとし、斷然排擊する事に決定、直ちに岡田首相、松田文相、近衞貴族院議長宛に嚴重なる勸告の電報を發した而して、美濃部氏自身に對しては『自決すべし』との強硬なる電報を發すると共に、これが擊滅に付、全愛國團體とも共同する事を申合せ直ちに市內三十有團體に檄を飛ばし、五日市內花畑町本願寺會館に集結、ここに美濃部國賊說擊滅聯合會を結成、第一回の打ち合せ會を催した。而して九日夜市公會堂に於て『美濃部學說擊滅熊本縣民大會』を開催、木村支部長委員長となり鹿子木博士外支部各幹部並に友誼團體代表交々國賊思想擊滅のための愛國的熱辯を揮ひ氣勢を上げた。

山梨支部では三月八日縣教育會館に於て縣民大會を開催、本部よりは理事二宮久二少將列席、全愛國團體の應援下に支部長今井新造、指導員三井甲之氏外多數の辯士交々起つて美濃部氏の非國民的妄論を爆擊し、かかる國賊的思想の徹底的撲滅を期する事を強調、一千餘名の縣民堂に溢れ、[illegible]るが如き熱意を以て左の宣言を決議し之れを發表した。

宣言

吾等ハ此處ニ山梨縣民ノ名ヲ以テ天下ニ宣言ス、吾等ハ上ニ萬世一系ノ天皇ヲ奉戴シ『天皇ノ詔畏ミ』ノ傳統精神ヲ繼承シ『承詔必謹』ノ聖訓ニ從ヒ、明治天皇ノ『皇祖皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述』シト宣ハセ給ヒタル大日本帝國憲法ニ對シテ『永遠ニ服從ノ義務ヲ負フベシ』ト言フ、明治天皇ノ勅命ニ服從シ奉リ皇道ノ忠節ヲ盡シ奉ランコトヲ宣誓ス、然ルニ美濃部達吉氏ハコノ大日本帝國憲法條章ニ對シテ濫リニ私見ヲ加ヘテ遂ニ樞密院廢止論、議會裁判所勅命不服從論、統帥權獨立否定論、治安維持法廢止論等ヲ唱ヘ之ヲ總括シテ主權在國家即チ主權在民『天皇機關說』ヲ貴族院ノ壇上ヨリ力說強調シテ憚ル所ナシ、吾等ハコノ『天皇機關說』ニ對シテ絕對反對ナルコトヲ宣明シ一切ノ合法手段ニ訴ヘテ共擊滅ヲ期ス

三月八日　山梨縣民有志

更に**廣島支部**に於ても縣民大會を開催、輿論を指導しこれが撲滅を期する事になり、**石川支部**に於ても直に三日支部總會の結果、本部の決議を強硬化する事になつた。

その他全國各地支部分會等でも各愛國團體、在鄕軍人等と或は共同し或は相呼應して起つに至つた。

愛國の至誠に挑戰する不逞思想の撲滅

本部理事會の決議

全國民の愛國の至誠に挑戰した美濃部不逞思想に對する國民の輿論が次第に高潮し、重大化するに至つたに鑑み本部に於ては三月十二日午後二時より緊急理事會を召集、同問題に對する硬化せる一般狀勢を持寄り、對策に付愼重協議の結果、全貴族院議員及陸海軍兩大臣に對し左の如く重大なる理由による決議を滿場一致可決し、代表者は直ちに之れを手交し狀勢の惡化に鑑み斷然たる態度に出づべく嚴重勸告し、その責任を糺彈した。

貴族院議員宛

決議

美濃部博士ノ憲法論ハ我國體ノ尊嚴ヲ破壞スルモノニシテ貴族院ノ壇上ニ於ケル論議ニヨリ既ニ學說ノ範圍ヲ脫シテ政治問題ト化セリ貴族院ハ本問題ノ動機ト皇室ノ藩屏タル其責任トニ鑑ミ速ニ之ニ反對ノ決議ヲナシ進ンデ美濃部氏ニ對シ議員ノ辭任ヲ要求センコトヲ望ム

三月十二日

陸海軍兩大臣宛

決議

美濃部博士ノ憲法論ハ獨リ我國體ノ尊嚴ヲ冒瀆スルノミナラス我建軍ノ本義ヲ沒却シ皇軍ノ傳統精神ヲ破壞スルモノナリ陸海軍大臣ハ此見地ヨリ速ニ政府ヲ鞭撻シテ斷然此學說ノ公開ヲ禁止セシメ且ツ本學說ニ絕對反對ノ態度ヲ聲明シ以テ皇軍ノ嚮フ所ヲ誤ラサラシメンコトヲ望ム

三月十二日